

令和 3 年第 3 回（9 月）

# 川口市議会定例会

一般議案

令和3年第3回（9月）川口市議会定例会議案目次（一般議案）

議案第 98号	川口市個人情報保護条例の一部を改正する条例……………	1
議案第 99号	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等 に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提 供に関する条例の一部を改正する条例……………	2
議案第100号	川口市戸籍法等関係事務手数料条例の一部を改正する条例……	3
議案第101号	川口市老人福祉センター設置及び管理条例の一部を改正する 条例……………	4
議案第102号	川口市中小企業融資条例の一部を改正する条例……………	5
議案第103号	川口市立グリーンセンター設置及び管理条例の一部を改正す る条例……………	6
議案第104号	川口市都市公園条例の一部を改正する条例……………	10
議案第105号	川口市移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準 を定める条例の一部を改正する条例……………	11
議案第106号	工事請負契約の締結について（戸塚環境センター施設整備工 事）……………	13
議案第107号	工事請負契約の締結について（江川第3調節池整備工事（そ の1））……………	15
議案第108号	工事請負契約の締結について（仮称東消防署庁舎棟新設工事）…	16
議案第109号	工事請負契約の締結について（鳩ヶ谷公民館改築工事）…………	17
議案第110号	工事請負契約の変更契約の締結について（グリーンセンター フィールドアスレチック遊具等（設計・施工）整備工事）……	18
議案第111号	訴えの提起について（市営住宅の明渡し等の請求）……………	19
議案第112号	訴えの提起について（市営住宅の明渡し等の請求）……………	21
議案第113号	訴えの提起について（建物の収去及び土地の明渡しの請求）…	23
議案第114号	専決処分の承認について（裁判上の和解について）……………	25
議案第115号	戸田競艇企業団規約の変更について……………	27
議案第116号	令和2年度川口市一般会計及び各種特別会計決算認定につい て……………	29

議案第 1 1 7 号	令和 2 年度川口市水道事業会計決算認定について……………	3 0
議案第 1 1 8 号	令和 2 年度川口市下水道事業会計決算認定について……………	3 1
議案第 1 1 9 号	令和 2 年度川口市病院事業会計資本剰余金の処分及び決算認 定について……………	3 2
議案第 1 2 0 号	川口市教育委員会委員の任命同意について……………	3 3
議案第 1 2 1 号	人権擁護委員の候補者の推薦について……………	3 4
議案第 1 2 2 号	人権擁護委員の候補者の推薦について……………	3 5

議案第 98号

川口市個人情報保護条例の一部を改正する条例

川口市個人情報保護条例（平成12年条例第50号）の一部を次のように改正する。

第2条第9号中「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第9項」に改める。

第27条の3中「総務大臣」を「内閣総理大臣」に、「第19条第7号」を「第19条第8号」に、「同条第8号」を「同条第9号」に改める。

第30条第5項中「第9条第3項において読み替えて適用する同法」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条第9号の改正規定は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）第50条及び附則第2条の規定の施行の日から施行する。

令和3年9月6日提出

川口市長 奥ノ木 信夫

議案第 99号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年条例第65号）の一部を次のように改正する。

第1条及び第4条中「第19条第10号」を「第19条第11号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和3年9月6日提出

川口市長 奥ノ木 信 夫

議案第100号

川口市戸籍法等関係事務手数料条例の一部を改正する条例

川口市戸籍法等関係事務手数料条例（平成12年条例第15号）の一部を次のように改正する。

第1条中「、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）」を削る。

第4条を削り、第5条を第4条とし、第6条から第10条までを1条ずつ繰り上げる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和3年9月6日提出

川口市長 奥ノ木 信夫

議案第101号

川口市老人福祉センター設置及び管理条例の一部を改正する条例

川口市老人福祉センター設置及び管理条例（平成4年条例第15号）の一部を次のように改正する。

第2条の表に次のように加える。

川口市老人福祉センター青木たたら荘	川口市青木3丁目3番1号
-------------------	--------------

附 則

この条例は、令和4年10月1日から施行する。

令和3年9月6日提出

川口市長 奥ノ木 信 夫

議案第102号

川口市中小企業融資条例の一部を改正する条例

川口市中小企業融資条例（平成12年条例第78号）の一部を次のように改正する。

第2条第4項第1号中「第2条第24項第1号」を「第2条第29項第1号」に、「同条第23項第1号」を「同条第28項第1号」に改め、同項第2号中「第2条第24項第2号」を「第2条第29項第2号」に改め、同項第3号中「第2条第24項第3号」を「第2条第29項第3号」に、「同条第23項第2号」を「同条第28項第2号」に改め、同項第4号中「第2条第24項第4号」を「第2条第29項第4号」に改め、同項第5号中「第2条第24項第5号」を「第2条第29項第5号」に改め、同項第6号中「第2条第24項第6号」を「第2条第29項第6号」に改める。

第29条第2項及び第3項中「前条第2号」を「同条第2号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和3年9月6日提出

川口市長 奥ノ木 信 夫



## 議案第103号

川口市立グリーンセンター設置及び管理条例の一部を改正する条例

第1条 川口市立グリーンセンター設置及び管理条例（昭和54年条例第15号）の一部を次のように改正する。

第5条第2号中「ミニ鉄道」の次に「、フィールドアスレチック遊具」を加える。

第7条に次の2項を加える。

6 フィールドアスレチック遊具を利用しようとする者は、第1項に定める花木植物園の入園料を納付し、又は年間入園券を提示して花木植物園に入園した後、別表第4に定める利用料を納付しなければならない。

7 フィールドアスレチック遊具を利用することができる者は、小学生以上とする。

第8条第2項中「別表第4」を「別表第5」に改める。

第17条第2項中「別表第5」を「別表第6」に改める。

別表第5を別表第6とし、別表第4を別表第5とし、別表第3の次に次の1表を加える。

### 別表第4（第7条関係）

フィールドアスレチック遊具利用料

区 分	利 用 料
一 般	300円
小学生、中学生及び高校生	100円

備考 高校生は、在学証明書を提示した者に限る。

第2条 川口市立グリーンセンター設置及び管理条例の一部を次のように改正する。

第1条中「農業」を「緑化産業」に改め、「学術の研究及び青少年の」を削る。

第3条を次のように改める。

（施設）

第3条 センターに植物園を置く。

2 植物園には、緑化施設及びレクリエーション施設を設けるものとする。

第5条を削り、第4条を第5条とし、第3条の次に次の1条を加える。

(業務)

第4条 センターは、第1条に規定する目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

(1) 植物等の展示に関すること。

(2) 植物等についての自然科学知識及び緑化技術の普及向上及び研修に関すること。

(3) 植物園の利用に関すること。

(4) その他第1条に規定する目的を達成するために必要な事業に関すること。

第6条の前の見出しを削り、同条を次のように改める。

(利用の手続等)

第6条 植物園に入園しようとする者は、別表第1に定める入園料を納付し、又は同表に定める金額で購入した年間入園券（1年間を通して植物園を利用することができる入園券をいう。以下同じ。）を提示しなければならない。

2 ミニ鉄道を利用しようとする者は、植物園に入園した後、別表第2に定める金額で乗車券又は回数乗車券を購入しなければならない。

3 フィールドアスレチック遊具を利用しようとする者は、植物園に入園した後、別表第2に定める利用料を納付しなければならない。

4 フィールドアスレチック遊具を利用することができる者は、小学生以上とする。

第7条から第11条までを削る。

第12条中「利用者」の次に「（以下「利用者」という。）」を加え、同条を第7条とし、第13条を第8条とする。

第14条及び第15条を削り、第16条を第9条とする。

第17条第1項中「一部を」を「一部において」に、「ため、その」を「ための」に改め、同条第2項中「別表第6」を「別表第3」に改め、同条を第10条とし、同条の次に次の1条を加える。

(入園料等の減免及び不還付等)

第11条 市長は、特別の理由があると認めるときは、入園料、年間入園券、乗

車券若しくは回数乗車券の購入代金、利用料又は使用料（次項において「入園料等」という。）を減額し、又は免除することができる。

- 2 既納の入園料等は、還付しない。ただし、災害その他利用者の責めに帰することができない理由により施設等を利用することができなかつたときは、その全部又は一部を還付することができる。

第18条を第12条とする。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第6条関係）

種 類	区 分		金 額
入園料	個人	一般	310円
		子ども及び高校生	100円
	団体	一般（1人につき）	230円
		子ども及び高校生（1人につき）	70円
年間入園券	1枚につき		1,070円

備考

- 1 子どもとは、4歳以上中学生以下の者をいう。
- 2 高校生は、在学を証明するものを提示した者に限る。
- 3 4歳未満の者の入園料は、無料とする。
- 4 団体とは、有料入園者が30人以上のものをいう。

別表第2（第6条関係）

施設名	種 類	区 分		金 額
ミニ鉄道	乗車券	1枚につき		220円
	回数乗車券	1組（3枚綴り）につき		530円
フィールドアスレチック遊具	利用料	個人	一般	300円
			小学生、中学生及び高校生	100円

備考 高校生は、在学を証明するものを提示した者に限る。

別表第3から別表第5までを削る。

別表第 6 中「第 1 7 条」を「第 1 0 条」に、「施設利用」を「使用」に改め、同表を別表第 3 とする。

附 則

この条例中第 1 条の規定は令和 4 年 1 月 1 日から、第 2 条の規定は同年 4 月 1 日から施行する。

令和 3 年 9 月 6 日提出

川口市長 奥ノ木 信 夫

議案第104号

川口市都市公園条例の一部を改正する条例

第1条 川口市都市公園条例（昭和53年条例第45号）の一部を次のように改正する。

第24条ただし書及び第29条中「、法第6条第1項」を「若しくは第6条第1項」に改める。

第35条第1号中「法第6条第1項」を「第6条第1項」に改める。

別表第1グリーンセンター公園の項中

「

ミ	ニ	鉄	道
---	---	---	---

」を  
「

ミ	ニ	鉄	道
フィールドアスレチック遊具			

」に改める。

第2条 川口市都市公園条例の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第20条、第21条関係）

公園名	有料施設	
	施設名	種別
グリーンセンター公園	川口市立グリーンセンター	植 物 園
		ミ ニ 鉄 道
		フィールドアスレチック遊具

附 則

この条例中第1条の規定は令和4年1月1日から、第2条の規定は同年4月1日から施行する。

令和3年9月6日提出

川口市長 奥ノ木 信 夫

## 議案第105号

川口市移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

川口市移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例（平成24年条例第63号）の一部を次のように改正する。

目次中「歩道等」の次に「及び自転車歩行者専用道路等の構造」を、「立体横断施設」、「乗合自動車停留所」及び「自動車駐車場」の次に「の構造」を加える。

第2条中「移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令」を「移動等円滑化のために必要な道路の構造及び旅客特定車両停留施設を使用した役務の提供の方法に関する基準を定める省令」に改める。

「第2章 歩道等」を「第2章 歩道等及び自転車歩行者専用道路等の構造」に改める。

第3条中「設ける道路」の次に「、自転車歩行者専用道路及び歩行者専用道路」を加える。

第4条第3項中「又は」を「若しくは」に改め、「いう。）」の次に「又は自転車歩行者専用道路若しくは歩行者専用道路（以下「自転車歩行者専用道路等」という。）」を、「当該歩道等」の次に「又は自転車歩行者専用道路等」を加え、同項を同条第5項とし、同条第2項の次に次の2項を加える。

3 自転車歩行者専用道路の有効幅員は、構造基準条例第44条第1項に規定する幅員の値以上とするものとする。

4 歩行者専用道路の有効幅員は、構造基準条例第45条第1項に規定する幅員の値以上とするものとする。

第5条中「歩道等」の次に「又は自転車歩行者専用道路等」を加える。

第6条第1項中「歩道等」の次に「又は自転車歩行者専用道路等」を加え、同条第2項中「除く。）」の次に「又は自転車歩行者専用道路等」を加える。

「第3章 立体横断施設」を「第3章 立体横断施設の構造」に改める。

第12条第1号中「かご」を「籠」に改め、同条第2号中「かご」を「籠」に、「装置」を「設備」に改め、同条第3号及び第4号中「かご」を「籠」に改め、同条第5号中「かご及び」を「籠及び」に、「により、かご外からかご内が」を「又

は籠外及び籠内に画像を表示する設備が設置されていることにより、籠外にいる者と籠内にいる者が互いに」に改め、同条第6号及び第7号中「かご」を「籠」に改め、同条第8号及び第9号中「かご」を「籠」に、「装置」を「設備」に改め、同条第10号及び第11号中「かご」を「籠」に改め、同条第13号中「かご」を「籠」に、「装置」を「設備」に改める。

第13条中「。以下」の次に「この条において」を加える。

「第4章 乗合自動車停留所」を「第4章 乗合自動車停留所の構造」に改める。

「第5章 自動車駐車場」を「第5章 自動車駐車場の構造」に改める。

第31条第1項中「歩道等」の次に「、自転車歩行者専用道路等」を加える。

第32条中「歩道等」の次に「又は自転車歩行者専用道路等」を加える。

第33条第1項中「歩道等」の次に「、自転車歩行者専用道路等」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和3年9月6日提出

川口市長 奥ノ木 信 夫

議案第106号

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結するため、川口市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議決を求める。

記

- |   |         |   |
|---|---------|---|
| 1 | 工 事 名   | 戸塚環境センター施設整備工事  |
| 2 | 工 事 場 所 | 川口市大字藤兵衛新田290番地   |
| 3 | 契約の方法   | 随意契約  |
| 4 | 契約金額    | 47,630,000,000円   |
| 5 | 契約の相手方  | 東京都品川区大崎1丁目5番1号 大崎センタービル<br>日鉄エンジ・極東開発・三井住友・川口土建特定建設工事共同企業体 |

東京都品川区大崎1丁目5番1号 大崎センタービル  
日鉄エンジニアリング株式会社  
代表取締役 石 倭 行 人

兵庫県西宮市甲子園口6丁目1番45号  
極東開発工業株式会社  
代表取締役 布 原 達 也

埼玉県さいたま市大宮区吉敷町1丁目103番地  
三井住友建設株式会社北関東営業所  
所長 酒 井 智 治

埼玉県川口市本町4丁目11番6号  
川口土木建築工業株式会社  
代表取締役 古 川 元 一



上記代表者

日鉄エンジニアリング株式会社

代表取締役 石 倭 行 人

令和3年9月6日提出

川口市長 奥ノ木 信 夫

議案第107号

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結するため、川口市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議決を求める。

記

- 1 工 事 名 江川第3調節池整備工事（その1）
- 2 工 事 場 所 川口市安行慈林地内
- 3 契 約 の 方 法 一般競争入札
- 4 契 約 金 額 682,000,000円
- 5 契 約 の 相 手 方 埼玉県川口市大字道合305番地  
島田・邦栄特定建設工事共同企業体

埼玉県川口市大字道合305番地  
島田建設工業株式会社

代表取締役 島 田 賢 一

埼玉県川口市大字安行吉岡1570番地の6  
邦栄建設株式会社

代表取締役 宮 腰 昇

上記代表者

島田建設工業株式会社

代表取締役 島 田 賢 一

令和3年9月6日提出

川口市長 奥ノ木 信 夫

議案第108号

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結するため、川口市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議決を求める。

記

- |   |             |  |
|---|-------------|--|
| 1 | 工 事 名       | 仮称東消防署庁舎棟新設工事                          |
| 2 | 工 事 場 所     | 川口市坂下町4丁目3番14号                         |
| 3 | 契 約 の 方 法   | 一般競争入札                                 |
| 4 | 契 約 金 額     | 1,089,000,000円                         |
| 5 | 契 約 の 相 手 方 | 埼玉県川口市本町4丁目11番6号<br>川口土建・雄伸特定建設工事共同企業体 |

埼玉県川口市本町4丁目11番6号

川口土木建築工業株式会社

代表取締役 古 川 元 一

埼玉県川口市大字安行領根岸841番地の10

株式会社雄伸

代表取締役 小 林 一 好

上記代表者

川口土木建築工業株式会社

代表取締役 古 川 元 一

令和3年9月6日提出

川口市長 奥ノ木 信 夫

議案第109号

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結するため、川口市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議決を求める。

記

- 1 工 事 名 鳩ヶ谷公民館改築工事
- 2 工 事 場 所 川口市坂下町3丁目2番2号
- 3 契 約 の 方 法 一般競争入札
- 4 契 約 金 額 681,780,000円
- 5 契 約 の 相 手 方 埼玉県川口市並木4丁目14番5号  
伸明建設株式会社

代表取締役 青 木 祥 禎

令和3年9月6日提出

川口市長 奥ノ木 信 夫

議案第110号

工事請負契約の変更契約の締結について

次のとおり工事請負契約の変更契約を締結するため、川口市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議決を求める。

記

- 1 工 事 名      グリーンセンターフィールドアスレチック遊具等（設計・施工）整備工事
- 2 工 事 場 所      川口市大字新井宿700番地
- 3 契 約 金 額      変更前 1, 188, 000, 000円  
                         変更後 1, 309, 000, 000円
- 4 契約の相手方      埼玉県川口市戸塚南2丁目1番40号  
                         テラヤマ・グラック設計・施工共同企業体

埼玉県川口市戸塚南2丁目1番40号

株式会社テラヤマ

代表取締役 寺 山 樹 生

埼玉県川口市戸塚南2丁目1番40号

株式会社グラック埼玉事務所

所長 西 山 秀 俊

上記代表者

株式会社テラヤマ

代表取締役 寺 山 樹 生

令和3年9月6日提出

川口市長      奥ノ木 信 夫

## 議案第 1 1 1 号

### 訴えの提起について

市営住宅の明渡し等の請求に関し、訴えをさいたま地方裁判所に提起し、又は和解するため、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 1 2 号の規定により次のとおり議決を求める。

#### 1 相手方

川口市大字神戸 6 7 2 番地の 1

道合神戸住宅 C 4 0 3 号室

桂 田 美佐子

#### 2 事件の内容

上記の者は、市営住宅の家賃を長期にわたり滞納しており、川口市の再三にわたる催告にもかかわらず、これを支払わなかった。そこで、市営住宅の明渡しを求めるとともに、滞納家賃等の支払を求めるものである。

#### 3 請求の要旨

- (1) 被告に対し物件目録記載の建物の明渡しを求めるもの
- (2) 被告に対し滞納家賃及び支払済みに至るまでの延滞金並びに明渡しの完了する日までの損害賠償金の支払を求めるもの
- (3) 被告に対し訴訟費用の負担を求めるもの
- (4) 仮執行の宣言を求めるもの

#### 4 事件の取扱い

- (1) 上記の者から滞納家賃及び延滞金を完納する旨の申入れがあり、かつ、その履行が見込まれる場合は、和解するものとする。
- (2) 第 1 審又は第 2 審の判決の結果必要と認めた場合は、上訴するものとする。

### 物件目録

市営住宅の名称	道合神戸住宅
所 在	川口市大字神戸 6 7 2 番地の 1 道合神戸住宅 C 4 0 3 号室
床 面 積	6 2 . 5 0 平方メートル

令和3年9月6日提出

川口市長 奥ノ木 信夫

## 議案第112号

### 訴えの提起について

市営住宅の明渡し等の請求に関し、訴えをさいたま地方裁判所に提起し、又は和解するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により次のとおり議決を求める。

#### 1 相手方

川口市大字神戸790番地の1

神根耐火住宅RB306号

織田学

#### 2 事件の内容

上記の者は、市営住宅の家賃を長期にわたり滞納しており、川口市の再三にわたる催告にもかかわらず、これを支払わなかった。そこで、市営住宅の明渡しを求めるとともに、滞納家賃等の支払を求めるものである。

#### 3 請求の要旨

- (1) 被告に対し物件目録記載の建物の明渡しを求めるもの
- (2) 被告に対し滞納家賃及び支払済みに至るまでの延滞金並びに明渡しの完了する日までの損害賠償金の支払を求めるもの
- (3) 被告に対し訴訟費用の負担を求めるもの
- (4) 仮執行の宣言を求めるもの

#### 4 事件の取扱い

- (1) 上記の者から滞納家賃及び延滞金を完納する旨の申入れがあり、かつ、その履行が見込まれる場合は、和解するものとする。
- (2) 第1審又は第2審の判決の結果必要と認めた場合は、上訴するものとする。

### 物件目録

市営住宅の名称	神根耐火住宅
所 在	川口市大字神戸790番地の1 神根耐火住宅RB306号
床 面 積	47.29平方メートル



令和3年9月6日提出

川口市長 奥ノ木 信夫

## 議案第 1 1 3 号

### 訴えの提起について

建物の収去及び土地の明渡しの請求に関し、訴えをさいたま地方裁判所に提起するため、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 1 2 号の規定により次のとおり議決を求める。

#### 1 相手方

川口市川口 3 丁目 3 番 1 号 リプレ 2 番街 1 - 1 0 4

有限会社総合環境事業サービス

代表取締役 杉 沼 治 美

#### 2 事件の内容

上記の者は、市所有の土地に無断で建物を建築し、当該土地を不法に占有しており、再三にわたる明渡しの催促にも応じないため、当該建物の収去及び当該土地の明渡しを求めるものである。

#### 3 請求の要旨

- (1) 被告に対し物件目録 1 記載の建物及び物件目録 2 記載の工作物を収去して、物件目録 3 記載の土地の明渡しを求めるもの
- (2) 被告に対し訴訟費用の負担を求めるもの

#### 4 事件の取扱い

第 1 審又は第 2 審の判決の結果必要と認めた場合は、上訴するものとする。

#### 物件目録 1

鉄骨造 1 階建の倉庫 2 9 . 2 8 平方メートル

#### 物件目録 2

コンクリートたたき 5 . 8 8 平方メートル

#### 物件目録 3

- 1 地番 川口市朝日 1 丁目 1 2 0 6 番 2  
地目 雑種地  
地積 5 4 平方メートル
- 2 地番 川口市朝日 1 丁目 1 2 0 6 番 3

地目 雑種地

地積 109平方メートル

3 地番 川口市朝日1丁目1212番4

地目 雑種地

地積 54平方メートル

令和3年9月6日提出

川口市長 奥ノ木 信 夫

議案第 114 号

専決処分の承認について

学校活動中の負傷事故に係る損害賠償請求事件に関し和解することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

令和 3 年 9 月 6 日提出

川口市長 奥ノ木 信 夫

専 決 処 分 書

学校活動中の負傷事故に係る損害賠償請求事件に関し和解することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により次のとおり専決処分する。

令和 3 年 7 月 16 日

川口市長 奥ノ木 信 夫

## 裁判上の和解について

学校活動中の負傷事故に関する損害賠償請求事件について、次のとおり和解する。

### 1 原告

川口市在住

男 性 10歳（事故当時7歳）

### 2 被告

(1) 川口市在住

A及びB

(2) 川口市

### 3 和解条項

- (1) 被告A及び被告B（以下「被告Aら」という。）は、原告に対し、連帯して、独立行政法人日本スポーツ振興センターからの給付金のほか、解決金として40万円の支払義務があることを認める。
- (2) 被告Aらは、原告に対し、連帯して、前項の金員を、令和3年8月31日限り、原告の指定する口座に振り込む方法により支払う。ただし、振込手数料は被告Aらの負担とする。
- (3) 被告川口市は、原告に対し、独立行政法人日本スポーツ振興センターからの給付金のほか、解決金として40万円の支払義務があることを認める。
- (4) 被告川口市は、原告に対し、前項の金員を、令和3年8月31日限り、原告の指定する口座に振り込む方法により支払う。ただし、振込手数料は被告川口市の負担とする。
- (5) 原告は、その余の請求をいずれも放棄する。
- (6) 原告保護者及び被告Aらは、正当な理由がない限り、本件及び本和解条項の内容について第三者に口外しないことを相互に約束する。
- (7) 被告Aら及び被告川口市は、本件に関する原告の加入する健康保険組合からの求償金請求について、同組合に対し、按分して支払を行うことを合意する。
- (8) 原告、被告Aら及び被告川口市は、原告と被告Aらの間、原告と被告川口市の間及び被告Aらと被告川口市の間には、本件に関し、本和解条項に定めるもののほか何らの債権債務のないことを相互に確認する。
- (9) 訴訟費用及び和解費用は各自の負担とする。

議案第 115 号

戸田競艇企業団規約の変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定により、戸田競艇企業団規約を変更するにあたり、同法第 290 条の規定により議決を求める。

令和 3 年 9 月 6 日提出

川口市長 奥ノ木 信夫

戸田競艇企業団規約の一部を変更する規約

戸田競艇企業団規約（昭和29年指令地収第705号）の一部を次のように変更する。

題名を次のように改める。

戸田ボートレース企業団規約

第1条中「戸田競艇企業団」を「戸田ボートレース企業団」に改める。

第12条第1項中「2人」を「3人」に、同条第2項中「学識経験」を「識見」に、同条第3項中「2年」を「4年」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規約は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規約の施行の際、現に戸田競艇企業団の議会の議員、職員又は監査委員で別に辞令を發せられない者は、この規約の施行日において、引き続き戸田ボートレース企業団の議会の議員、職員又は監査委員に在任するものとする。

議案第 1 1 6 号

令和 2 年度川口市一般会計及び各種特別会計決算認定について

令和 2 年度下記各会計決算を、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 3 条第 3 項の規定により別添監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

記

令和 2 年度川口市一般会計歳入歳出決算書

令和 2 年度川口市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算書

令和 2 年度川口市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算書

令和 2 年度川口市介護保険事業特別会計歳入歳出決算書

令和 2 年度川口市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計歳入歳出決算書

令和 2 年度川口市小型自動車競走事業特別会計歳入歳出決算書

令和 2 年度川口市立看護学校事業特別会計歳入歳出決算書

令和 2 年度川口駅西口地下公共駐車場事業特別会計歳入歳出決算書

令和 2 年度川口駅東口地下公共駐車場事業特別会計歳入歳出決算書

令和 2 年度川口市交通災害共済事業特別会計歳入歳出決算書

令和 2 年度川口市学童等災害共済事業特別会計歳入歳出決算書

令和 2 年度川口都市計画土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算書

令和 2 年度川口市公共用地取得事業特別会計歳入歳出決算書

令和 3 年 9 月 6 日提出

川口市長 奥ノ木 信夫



議案第 1 1 7 号

令和 2 年度川口市水道事業会計決算認定について

令和 2 年度川口市水道事業会計決算を、地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号）第 3 0 条第 4 項の規定により別添監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 3 年 9 月 6 日提出

川口市長 奥ノ木 信 夫

議案第 1 1 8 号

令和 2 年度川口市下水道事業会計決算認定について

令和 2 年度川口市下水道事業会計決算を、地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号）第 3 0 条第 4 項の規定により別添監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 3 年 9 月 6 日提出

川口市長 奥ノ木 信 夫

議案第 1 1 9 号

令和 2 年度川口市病院事業会計資本剰余金の処分及び決算認定について

令和 2 年度川口市病院事業会計資本剰余金の処分について、地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号）第 3 2 条第 3 項の規定により議決を求めるとともに、令和 2 年度川口市病院事業会計決算について、同法第 3 0 条第 4 項の規定により別添監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 3 年 9 月 6 日提出

川口市長 奥ノ木 信 夫

議案第120号

川口市教育委員会委員の任命同意について

川口市教育委員会委員に次の者を任命するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により同意を求める。

記

齋藤 卓 昭和37年9月12日生 川口市並木4丁目4番19号  
令和3年9月6日提出

川口市長 奥ノ木 信夫

経 歴 書

氏 名 齋藤 卓  
生年月日 昭和37年9月12日  
現住所 川口市並木4丁目4番19号

平成 9年 8月 医療法人刀水会理事長・齋藤記念病院院長  
平成12年 4月 川口市医師会理事  
平成18年 2月 埼玉県医師会代議員  
平成27年 3月 川口市教育委員会委員  
平成29年10月 川口市教育委員会委員  
令和 2年 4月 川口地区救急医療対策協議会委員

議案第 1 2 1 号

人権擁護委員の候補者の推薦について

人権擁護委員の候補者に次の者を推薦するため、人権擁護委員法（昭和 2 4 年法律第 1 3 9 号）第 6 条第 3 項の規定により意見を求める。

記

落 合 和 弘 昭和 3 5 年 3 月 2 3 日生 川口市三ツ和 1 丁目 1 6 番地の 2  
8

令和 3 年 9 月 6 日提出

川口市長 奥ノ木 信夫

経 歴 書

氏 名 落 合 和 弘

生年月日 昭和 3 5 年 3 月 2 3 日

現住所 川口市三ツ和 1 丁目 1 6 番地の 2 8

平成 3 1 年 1 月 人権擁護委員

令和 元年 7 月 鳩ヶ谷ロータリークラブ会長

議案第122号

人権擁護委員の候補者の推薦について

人権擁護委員の候補者に次の者を推薦するため、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により意見を求める。

記

矢 作 雅 美 昭和28年5月31日生 川口市東領家2丁目17番19号  
令和3年9月6日提出

川口市長 奥ノ木 信 夫

経 歴 書

氏 名 矢 作 雅 美  
生年月日 昭和28年5月31日  
現住所 川口市東領家2丁目17番19号

平成21年	5月	保護司
平成25年	1月	人権擁護委員
平成28年	1月	人権擁護委員
平成31年	1月	人権擁護委員
令和 2年	4月	川口市人権教育推進協議会副会長